

印影印刷物の管理不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>城東工科高等学校</p>	<p>公印（学校長印）を印影印刷した生徒証明書について、受払簿等を作成しておらず、使用状況が明らかにされていなかった。</p> <p>・生徒証明書 500枚 ※枚数は令和4年度の購入枚数を記載</p>	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府教育委員会公印規程】 (公印の印影の印刷)</p> <p>第12条 公印の押印に代えて、公印の印影を印刷する必要があるとき(次条第1項に規定する場合を除く。)は、当該公印の管守者の承認を受けて、その印影を印刷することができる。</p> <p>2 前項の規定により、公印の印影を印刷した用紙は、厳重に保管するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月12日）